

さいたま市浦和区告示第4号

さいたま市自動車臨時運行許可に関する規則（平成13年5月1日規則第152号）第5条の規定により、次のとおり番号標の失効をしたので、同条の規定により告示する。

令和8年8月24日

さいたま市浦和区長 松 本 哲

1 番号標番号

大宮39-77さいたま

2 失効日

令和8年8月22日

3 連絡先

(1) 担当 さいたま市浦和区役所区民生活部区民課記録係

(2) 電話 048（829）6069